

官報

号外 昭和三十八年三月十五日

○第四十三回 衆議院会議録 第十五号

昭和三十八年三月十五日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和三十八年三月十五日

午後二時開議

第一 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出)

第二 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 履用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

第九 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

昭和三十六年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書(その2)

第十四 特許法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十六年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書(その2)

日程第六 私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 特許法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣提出)

日程第十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

2

午後二時十分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

興対策審議会委員に稻村隆一君をそれ指名いたします。

する法律案、日程第三、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、右三案を括して議題といたします。

(外貨地方債証券の利子等の非課税)
失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができる。

の非課税の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土総合開発審議会委員の選挙

北陸地方開発審議会委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

公正取引委員会委員長任命につき 同意を求めるの件
○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。内閣から、公正取引委員会委員長に渡邊喜久造君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出がありましす。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案
右
国会に提出する。
昭和三十八年一月二十八日
内閣總理大臣 池田 勇人

昭和三十八年一月四日
内閣總理大臣 池田 勇人

昭和三十八年一月四日
内閣總理大臣 池田 勇人

昭和三十八年一月四日
内閣總理大臣 池田 勇人

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
の非課税の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

當に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

事業等に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等によるものに係る債務について、予算の定めることにより、保証契約をすることができる。

政府は、前項の規定によるほんとくに保証債務について、予算の定めることにより、保証契約をすることができる。

事業等に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等によるものに係る債務について、予算の定めることにより、保証契約をすることができる。

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

に規定する業務について準用する。

第三十六条 前条の規定は、雇用促進事業団法の一部を改正する法律

(昭和三十八年法律第二号)の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、

当該期間が経過する前に開始された同条第一項に規定する業務については、当該業務が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

附 則

（施行期日） 昭和三十八年四月一日から施行する。

（印紙税法の一部改正）

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のとおり改正する。

第五条第六号ノ十一ノ五を次のように改める。

六ノ十一ノ五 雇用促進事業団ノ発スル証書、帳簿等

（経過措置）

この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

号とし、同条第七号中「千円」を「千

金属鉱業等離職者の再就職を促進するため、雇用促進事業団の業務として雇用奨励金等の支給を行なうことをとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

五百円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 転宅資金の貸付けは、一回につき一万二千円以内

第五条第一項中「事業継続資金」の下に「及び転宅資金」を加え、同条第二項中「修学資金」の下に「及び厚生大臣が定める修業資金」を加え、同条第三項中「及び住宅資金」を、「住宅資金及び転宅資金」に、「大学に就学した場合」を「大学若しくは高等専門学校に就学した場合」に、「最終の大學生」を「当該学校」に改める。

第十条の二第一項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「又は実地修練を受けているとき」を「実地修練を受け、又は修業資金の貸付けにより知識、技能を習得しているとき」に改める。

第十二条第三項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員長秋田大助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

本案は、一月三十一日本委員会に付託となり、本月十二日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

母子福祉資金制度は、昭和二十九年施行以来、数次の改正を重ね、わが国母子家庭の経済的自立に貢献して参りましたが、今回、さらに改善を加え、母子家庭の福祉の増進をはかるうとすます。

改正案のおもなる内容の第一は、新規は一万二千円、利率は年三分とし、償還期限は三年とするものであります。

改正案の第二は、個人に対する事業開始資金の貸付限度額を十万円から二十万円に、また、高校生の修学資金の貸付限度額を月額千円から千五百円に引き上げます。

第三は、修業資金のうち、厚生大臣が定めるものについて、貸付利子を無利子とし、また、修業資金の償還を受けべき者が、まだ修業資金の貸付を受け修業中の場合は、その期間、修業資金の償還を猶予することができます。

第四は、都道府県及び指定都市が、利子等の収入を貸付に関する事務に要する費用に充当することができる範囲

を、従来の三分の一から二分の一に拡大することあります。本案は、一月三十一日本委員会に付託され、一月十三日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと認決いたしました次第であります。

なお、本案については、自由民主党、日本社会党及び民主社会党、三党共同提案をもって、入学支度金のすみやかな実施並びに保証人制度の運用に関する附帯議論を付することに決しました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 私立学校振興会法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、私立学校振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 国会に提出する。
昭和三十八年二月七日 内閣総理大臣 池田 勇人

私立学校振興会法の一部を改正する法律

私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のよう改定する。

目次中「第五章 会計(第二十九条—第三十五条)」を「第五章 財務及び会計(第二十九条—第三十五条规定)」に、「第七章 罰則(第四十一条)」を「第七章 雜則(第三十四条)」を「第八章 罰則(第三十九条—第四十二条)」に改める。

「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「因る」を「よる」に改める。

第六条第一項第八号中「会計」を「財務及び会計」に改める。

第十一条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第二号の規定による長期借入金の借入を次のように改める。

二 予算並びに第三十四条第一項の規定による長期借入金の借入及び会計」に改める。

第五章中第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十四条 振興会は、文部大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先たつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 振興会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十号)第三百九条から第三百十一号までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(償還計画) 第三十四条の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

第七章 罰則(第三十九条) 第三十九条の二 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五条第四項、第二十二条第一項、第二项、第二十四条第一項、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十四条の二の規定による認可をしようとするとき。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長床次徳二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○床次徳二君 大蔵二君登壇 ただいま議題となりました私立学校振興会法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及び結果を御報告申します。

本案は、最近における私立学校の資金の需要の増大する傾向にかんがみ、私立学校振興会が私立学校に対して貸

(臨時石炭対策本部)

第十八条の二 本省に附属機関と

して、臨時石炭対策本部を置く。

第十八条の三 臨時石炭対策本部

は、九州地方の産炭地域において生ずる石炭問題に関する

対策の迅速かつ適確な実施を

推進する機関とする。

2 臨時石炭対策本部は、福岡市に置く。

3 臨時石炭対策本部の内部組織

は、通商産業省令で定める。

第十九条中「前条」を「前四条」に改める。

第三十三条に次の二項を加える。

2 次長は、長官を助け、庶務を整理する。

3 第二十八条第四項の規定により通商産業大臣が管轄通商産業局を指定した鉱業については、当該通商産業局と管轄区域が同一である鉱山保安監督局又は鉱山保安監督部の管轄とする。

第三十五条を次のように改める。

名 称	位 置	管 載 区 域
札幌鉱山保安監督局	札幌市	北海道
福岡鉱山保安監督局	福岡市	県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県

1	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

2	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

3	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

4	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

5	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

6	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

7	附 则
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
条中第五十条第一項の改正規定中	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
中小企業庁に係る部分及び第二条	科学技術庁設置法の一部を改正する法律
の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。	

第四条第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二 宇宙の利用を推進すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

第七条の二に次の二号を加える。

五 宇宙の利用の推進に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

六 国立防災科学技術センターに関すること。

第八条第二号及び第十四条第三項

中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改める。

第十六条中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改める。

第十九条の次に次の二条を加え

る。

(国立防災科学技術センター)

第二十条 国立防災科学技術セン

ターは、防災科学技術(天災地変そ

の他自然現象により生じる災害を

未然に防止し、これらの災害が発生

した場合における被害の拡大を防

ぎ、及びこれらの災害を復旧する

ことに関する科学技術をいふ。以

下同じ)に關し、次に掲げる事務

をつかさどる機関とする。

一 試験研究のため必要な施設及

び設備であつて、関係行政機関

に重複して設置することが、多

額の経費を要するため、適宜で

ないと認められるものを設置し

て、これを関係行政機関の共用

に供すること。

二 関係行政機関の要請に応じ、

分部局として、水戸原子力事務所

を置く。

(水戸原子力事務所)

第二十三条 水戸原子力事務所は、

原子炉に関する規制に関する事務

その他の原子力局の所掌事務の一

部を分掌し、その管轄区域は、茨

城県とする。

2 水戸原子力事務所は、水戸市に

は、総理府令で定める。

3 水戸原子力事務所の内部組織

は、總理府令で定める。

4 第十九条の次に次の二条を加え

る。

(国立防災科学技術センター)

第二十条 国立防災科学技術セン

ターは、防災科学技術(天災地変そ

の他自然現象により生じる災害を

未然に防止し、これらの災害が発生

した場合における被害の拡大を防

ぎ、及びこれらの災害を復旧する

ことに関する科学技術をいふ。以

下同じ)に關し、次に掲げる事務

をつかさどる機関とする。

一 試験研究のため必要な施設及

び設備であつて、関係行政機関

に重複して設置することが、多

額の経費を要するため、適宜で

ないと認められるものを設置し

て、これを関係行政機関の共用

に供すること。

二 関係行政機関の要請に応じ、

分部局として、水戸原子力事務所

を置く。

第三 多数部門の協力を要する総合

的な研究及び試験並びに各種研

究に共通する基礎的な研究及び

試験を行なうこと。(他の行政機

関の所掌に属することを除く。)

四 委託に応じ、前号に掲げる研

究及び試験を行なうこと。

五 第三号に掲げる研究及び試験

を効率的かつ計画的に推進する

ための基礎的な調査を行なうこと。

六 内外の資料を収集し、整理

し、保管し、及び提供すること。

七 委託に応じ、研究者及び技術

者の養成訓練を行なうこと。(他

の行政機関の所掌に属すること

を除く。)

2 国立防災科学技術センターの施

設及び設備は、防災科学技術の向

上を図るため特に必要があると認

められたときに限り、國の行政機

関でないものに使用させることが

できる。

3 国立防災科学技術センターは、

東京都に置く。

〔議長退席、副議長着席〕

詳細は会議録によつて御承知願うこと

とし、以下、簡潔に要点を申し上げま

す。

この法律は、昭和三十八年四月一

日から施行する。ただし、第二十条

を第二十一条とし、同条の次に二

る法律案は、経済企画庁長官の諮問機

関として、国民経済計算審議会を二年

間設置するほか、職員の定員を十四人

増員しようとするものであります。

次に、通商産業省設置法及び中小企

業厅設置法の一部を改正する法律案

を提出する

ため、本省の附屬機関として、臨時石

炭対策本部及び石炭対策連絡協議会を

五年間設置すること、第二は、札幌及

び福岡の鉱山保安監督署の通商産業局

への付置を廃止することとともに、所要の

地に鉱山保安監督署を置くことができる

こととすること、第三は、通商産業省の職員の定員を九十六人増員すること

と、第四は、本省内部部局間の事務の再配分を行なうとともに、化学工業生

産技術審議会を略工業生産技術審議会に改組すること、第五は、中小企業庁に次長一人を置き、振興部を計画部に改めるとともに、府内部局間の事務の再配分を行なうこと等であります。

次に、科学技術庁設置法の一部を改

正する法律案は、第一に、科学技術庁の

再配分を行なうこと等であります。

次に、科学技術庁設置法の一部を改

正する法律案は、第一に、科学技術庁の

権限に、宇宙の利用を推進することを

加え、これを研究調整局に所掌させる

こと、第二は、航空技術研究所の名称

を、航空宇宙技術研究所と改め、これ

に宇宙科学技術に関する所要の試験研

究等をあわせ行なわせること、第三

は、附屬機関として、国立防災科学技

術センターを新設すること、第四は、

地方文部部局として、水戸原子力事務

所を新設すること、第五は、職員の定

錢)」に改め、同項ただし書を削る。
二百二十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。
2 次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正當な理由があると認められる場合においては、この限りでない。
一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定による決定があつた場合
一 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第二百二十四条第一項、第三項又は第四項の規定による更正があつた場合
四百二十二条第二項又は第三項の規定による決定があつた後において同条第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

² 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事實に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する加重算金額を徴収しなければならない。

第一百二十九条の三及び第一百三十三条を削り、第一百三十条の二を第一百三十三条とする。

第一百三十三条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第一百三十七条及び第一百三十八条を次のように改める。

第一百三十七条及び第一百三十八条 削除

第一百四十九条中「四月」を「五月」に改める。

第一百五十二条第二項中「徴税令書」を「納稅通令書」に改める。

第一百六十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第一百六十一条を次のように改める。

第一百六十一条 削除

を削り、「三銭」を「四銭」(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、「一日二銭」)に改め、同項ただし書を削る。

第二百六十六条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百七十三条から第二百七十三条までを次のように改める。

第二百七十三条から第二百七十三条までを次のよう改める。

第二百九十二条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二百九十三条を次のように改める。

第二百九十三条 削除

第二百九十六条第一項中「第二百九十三条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭」(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、「一日二銭」)に改め、同項ただし書を削る。

第二百九十九条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百三条及び第二百四条を次のように改める。

第二百三条及び第二百四条 削除

「第二百三十六条の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。

「狩獵の免許」を「追跡取締事務の実施者」の免許に、「その住所所在の」を「当該」に改める。
第二百三十七条を次のように改める。
(狩獵免許税の税率)
第二百三十七条 狩獵免許税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
一 甲種狩獵免許を受ける者又は乙種狩獵免許を受ける者で、次一号に規定する者以外のもの
二 甲種狩獵免許を受ける者又は乙種狩獵免許を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割類を納付することを要しないもの
三 丙種狩獵免許を受ける者
四百五十四
第二百三十八条及び第二百三十九条（これらの規定の見出しを含む。）中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「徴稅令書」を「納稅通知書」に改める。
第二百四十条（見出しを含む。）中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「徴稅令書」を「納稅通知書」に改める。
第二百四十二条から第二百四十五条まで（これらの規定の見出しを含む。）中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条第二項を削り、同条中「第一項」を「前項」に改め、三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。
第二百四十六条の見出し及び同条第一項中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百四十六条の見出し及び同条第一項を同条第一項とする。

第二百四十七条 削除
第二百四十八条 (見出しを含む)
中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
る。

第二百四十九条の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条第一項中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、「第二百四十七条の規定による」、「が百円以上であるときは及び「(百円未満の端数があるときはは、これを切り捨てる。)」を削り、「三錢」を「四錢(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二錢)」に改め、同項ただし書を削る。

第二百五十一条 (見出しを含む)
中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。

第二百五十二条の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条第一項中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百五十三条から第二百五十九条まで(これらの規定の見出しせむ。)中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。

第二百五十六条及び第二百五十九条を次のように改める。

第二百五十六条及び第二百五十九条を削除

第二百五十八条(見出しを含む)
中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。

第二百六十九条を次のように改める。

第二百六十九条 削除

改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠へいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市

町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十四条及び第五百四十五

条を次のように改める。

第五百五十三条本文中「当該市

町村の条例の定めるところによつて」及び「又は証明書」を削る。

第五百五十五条中「第五百五十三

条第一項但書」を第五百五十三条た

だし書」に改める。

第五百六十二条第四項を削り、同

条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 刪除

第五百六十五条第二項中「第五百

六十二条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の

端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三錢」を「四錢(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間について)は、一日二錢」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十六条第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二錢」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十八条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第五百六十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出があつた場合)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十八条第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出があつた場合)」の下に「(申告書の提出があつた場合)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百四十四条及び第五百四十五

条を次のように改める。

第五百五十三条本文中「当該市

町村の条例の定めるところによつて」及び「又は証明書」を削る。

第五百五十五条中「第五百五十三

条第一項但書」を第五百五十三条た

だし書」に改める。

第五百六十二条第四項を削り、同

条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 刪除

第五百六十五条第二項中「第五百

六十二条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の

十四条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百六十四条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第五百六十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第五百六十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第五百六十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条の各号の一に該当する場合に

おいては、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

第五百七十五条から第五百七十七

条第一項但書」を第五百五十三条た

だし書」に改める。

第五百六十二条第四項を削り、同

条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 刪除

第五百六十五条第二項中「第五百

六十二条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の

第六百八十七条第二項中「第六百七十九条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間について)は、一日二錢」に改め、同項ただし書を削る。

第六百八十八条第一項中「提出があつた場合」の下に「(納入申告書の提出があつた場合)」に改め、同項ただし書を削る。

第六百八十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第六百八十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第六百八十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条の各号の一に該当する場合に

おいては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は

第五百七十五条から第五百七十七

条第一項但書」を第五百五十三条た

だし書」に改める。

第五百六十二条第四項を削り、同

条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 刪除

第五百六十五条第二項中「第五百

六十二条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の

三 第六百八十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第六百八十六条第二項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別

第六百八十六条第二項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同項第二項を次のように改める。

2 前条の各号の一に該当する場合に

おいては、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付し、又は

第五百七十五条から第五百七十七

条第一項但書」を第五百五十三条た

だし書」に改める。

第五百六十二条第四項を削り、同

条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 刪除

第五百六十五条第二項中「第五百

六十二条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の

端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間について)は、一日二錢」に改め、同項ただし書を削る。

第六百八十七条第一項中「第六百

七十九条の規定による」「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、「一日二銭」に改め、同項ただし書き削る。
第七百一十二条の十一第一項中「が百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三銭」を「四銭」、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、「一日二銭」に改め、同項ただし書き削る。

百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合 第七百一一条の九第二項の規定による決定があつた後において
同条第三項の規定による更正が
あつた場合 第七百一一条の九第二項の規定による決定が
あつた場合 第七百一一条の十三第一項中「が二
百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」
に改め、同条第二項を次のように改
める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装したかつて隠べいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百一一条の十五を次のように改める。

第七百一一条の十五 削除

第七百一一条の十七中「しなければならない」を「することができる」と改める。

第七百一一条の二十一及び第七百一一条の二十二を次のように改める。

第七百二十二条第二項中「第九項、第十一項又は第十二項」を「第十項、第十一項又は第十二項」

一項又は第十三項に改め、「第三項」の下に「及び第八項」を加える。
第七百二十二条の二第一項中「特別市」を削る。
第七百三十三条の三第二項中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同条第四項中「但し、課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準課税総額との区分に応じ五万円をこえることができない」を「ただし、課税額は、五円万をこえることができない」に改め、同条第七項中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(国民健康保険税の減額)
第七百三条の四 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した当該年度分の道府県民税の所得割に係る第三十二条第一項に規定する総所得金額(青色申込者給与額又は事業専従者控除額については、事業専従者控除額の例によらないものとする。以下本項中山林所得の金額の算定について同様とする)、退職所得の金額及び山林所得の金額の合算額が、第三百四十四条の二第一項第六号に掲げる金額に当該

世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額をとしない場合においては、政令で定める基準にしたがい当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

第七百四条中「共同施設税及び国民健康保険税（以下「水利地益税、共同施設税等」という。）」を「及び共同施設税」に改める。

第七百五条（見出しを除く。）中「水利地益税等」を「水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（以下「水利地益税、共同施設税等」という。）」に改める。

第七百六条中「特別徵収又は託紙徵収」を「又は特別徵収」に改める。

第七百十二条を次のように改める。

第七百十二条 削除
第七百十三条中「徵稅令書」を「納稅通知書」に改める。

第七百二十条第二項中「第七百十二条规定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数を切り捨てる。）」を削り、「三錢」を「四錢（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二錢）」に改め、同項たゞし書を削る。

第七百二十一第一条第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合に）」に改めて、同項たゞし書の規定の適用がおいて、次項たゞし書の規定が適用が

2 次の各号の一に該当する場合に、
　　おいては、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正當な理由があると認められる場合においては、この限りでない。
一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百十九条第二項の規定による決定があつた場合
二 紳入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
三 第七百十九条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百六十九条第一項、第四百九十七条第二項、第五百四十二条第一項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第五百六十一条第二項、第五百六十六条第一項、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百三十三条第一項、第七百二十三条规定は、この法律の施行の日以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額について適用する。

ただし、当該延滞金額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお從前の例による。

延滞金の徴収の基因となる地方税につき、この法律の施行の日前に督促状が発せられている場合において、当該地方税に係る第一号の額が第二号の額をこえるときは、当該こえる額を、当該地方税につき前項の規定を適用した場合において納付し、納入し、又は徴収すべき額から控除する。

一 この法律の施行の日以後の期間（その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日以後であるときは、当該十日を経過した日の翌日以後の期間

例により計算した額（その額の基礎となる税額百円につき一日一銭とする。）と当該税額に係るも条第一項の規定を適用した場合における延滞加算金額との合算額として計算した額

二 その督促状を発した日から算して十日を経過した日における滞納税額に百分の五の割合を乗じて計算した額

この法律の施行の日前に納付又は納入の告知をした延滞金額について、当該告知の日において第一項本文の規定を適用した場合において徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

（延滞加算金額に関する経過措置）

第九条 この法律による改正前の地方税法第七十三条の四十、第一百六十二条、第七十七条、第一百三十八条、第一百七十二条、第一百八十九条、第三百三十五条、第三百七十七条（第七百四十五条）、第二百四十四条、第二百五十七条、第二百八十九条、第三百三十五条、五百四十五条、第六百九十九条、第七百四十二条及び第七百三十二条の規定により徴収すべきであつた延滞加算金額については、なお従前の例による。ただし、当該延滞加算金額の計算の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までに前項による過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額でこの法律の施行の日前日までに確定するものについては、その全額が百円未満であるときは、これを徴収しない。
(道府県民税に関する規定の適用) 第十一条 新法第三十七条の二第一項の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
第十二条 新法第五十三条第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度(清算年度中の事業年度を含む。以下本条において同じ。)分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する規定の適用) 第十三条 新法附則第十五項の規定は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の二第一項各号に掲げる法人が昭和三十八年四月一日以後に同項に規定する承認、認定、勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。
(自動車税に関する規定の適用) 第十四条 新法第一百四十九条の規定は、昭和三十八年度分の自動車税から適用する。

2 新法第百四十九条の規定の適用について、昭和三十八年度分の自動車税に限り、同条中「五月」とあるのは、「四月又は五月」とする。
（狩猟免許税に関する規定の適用）
第十五条 狩猟法の一部を改正する法律の施行の日から昭和三十八年度分の九月三十日までの間ににおける地方税法第二百四十七条及び第二百五十七条规定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「狩猟者税」とあるのは、「狩猟免許税」とする。
（市町村民税に関する規定の適用）
第十六条 新法第三百三十四条の七第九項の規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
第十七条 新法第三百二十二条の八
第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する規定の適用）
第十八条 新法第三百四十三条第八項、第三百四十八条第二項第十一号の三及び第三百四十九条の三第一項の規定は、昭和三十八年度分の固定資産税から適用し、昭和三十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

市町村たばこ消費税に関する規

第十九條 新法第四百六十五條の規定の適用

定は、昭和三十八年四月一日以後
又は国内消費第三章直接受

小糸人又は国内消費用として販賣する。消費者に充り渡される製造たばこのについて適用し、同日前に係る分については、なお前回の例によ

第二十条 新法第四百九十条の規定

は、昭和三十八年四月一日以後の分（特別徵収に係る電気ガス税に

すべき料金に係る分)から適用し、

同年三月三十日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつて)

は、同日以前において収納すべき

(ノルマントンの現状の適用)

第二十一条 昭和三十八年十月一日

第四項の規定の適用については、

「徵稅令書」とする。

適用

第一項及び第七百三条の四の規定

は、昭和三十八年度分の国民健康保険統計によれば、昭和三十七年

度分までの国民健康保険税について
は、なる詳前の別ニ記す。

(改正前の地方税法の規定に基づく)

地方税の取扱い)

昭和三十八年三月十五日 衆議院会議

(罰則に関する規定の適用)
第二十四条 新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十五条 前二十四条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。
(所得税法の一部改正)
第二十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、又は延滞加算金額」を「地方税法に規定する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞金」に改め、同条第四項中「道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む」とする。
(法人税法の一部改正)
第二十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「地方税法の規定により徴収された若しくは徴収されるべき過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額」を「地方税法に規定する過少申告加算金額、不

(同法第十五条の三の規定による)
徴収の猶予をした期間につき徴収
されるものを除く)に改める。
(郵便振替貯金法の一部改正)
**第二十八条 郵便振替貯金法(昭和
二十三年法律第六十号)の一部を**
次のよう改正する。
第六十条第一項中「徴税令書」を
「納稅通知書」に改める。
(地方財政法の一部改正)
**第二十九条 地方財政法(昭和二十
三年法律第百九号)の一部を次の**
ように改正する。
第五条第一項第五号中「特徴者
税」を「特徴免許税」に改める。
(たばこ専売法の一部改正)
**第三十条たばこ専売法(昭和二十
四年法律第百十一号)の一部を次**
のように改正する。
第三十四条第一項後段中「百分
の十二」を「百分の十三・四」に改
める。
(国等の債権債務等の金額の端数
計算に関する法律の一部改正)
**第三十一条 国等の債権債務等の金
額の端数計算に関する法律(昭和
二十五年法律第六十一号)の一部**
を次のよう改正する。
第一条第一項中「若しくは地方
税及び、国有資産等所在市町村
交付金(以下「市町村交付金」とい
う。)若しくは国有資産等所在都道
府県交付金(以下「都道府県交付
金」という。)の交付金算定標準額
若しくは公社有資産所在市町村納
付金(以下「市町村納付金」とい
う。)若しくは公社有資産所在都道

府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付金算定標準額を削る。

(地方交付税法の一部改正)
第三十二条 地方交付税法（昭和二十年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。
第十四条第三項の表道府県の項中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正
第三十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改める。
第三条の表上欄に「軽自動車及び」を「軽自動車、小型特殊自動車及び」に改める。
（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。
第三十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十八号）の一部を次のように改める。
第三条第二項中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加える。

昭和三十八年三月十五日 衆議院会議録第十五号 地方税法の一部を改正する法律案外一案

正
日本資本等所在「田林交付金及
び納付金に関する法律の一部改

第三十五条 国有資産等所在市町村
交付金及び納付金に関する法律
(昭和三十一年法律第八十二号)の
一部を次のように改正する。

一 溶を次のよう改正する

第五条第四項中「次第」を「第六
条」に改める。

第二十一条の二の次に次の二条を加える。

第三十六条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二十一

(端数計算)
第二十一条の三 文付金算定標準額又は納付金算定標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又は

条の三の規定は、昭和三十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和三十八年度分までの市町村交付金及び

第八条第一号中「第十六条の四
第一項」の下に「(同条第十二項)
において準用する場合を含む。」を
加える。

理由

右 法律案
国会に提出する。

る経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

の種類	地方團體	経費の種類		測定部位
		一 警察費	二 土木費	
1 教育費	1 河川費	警察職員数	道路の面積	河川の延長
2 中学校費	2 港湾費	学校教職員数	道路の延長	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長
3 高等学校費	3 その他土木費	生徒数	橋りょうの面積	人口
	4 橋りょう費		木橋の延長	海岸保全施設の延長
	5 河川費			面積

					道府県
4	その他の教育費				人口
4	厚生労働費				盲学校、聾学校及び養護学校の児童、児童及び 生徒の数
1	生活保護費				
2	社会福祉費				
2	衛生費				町村部人口
4	労働費				人口
1	農業経済費				工場事業場労働者数
5	産業行政費				失業者数
1	農業行政費				耕地の面積
2	林野行政費				農家数
3	水産行政費				林野の面積
4	商工行政費				水産業者数
6	その他の行政費				商工業の従業者数
3	恩給費				道府県税の税額
2	微税費				恩給受給権者数
1	恩給費				人口
3	その他の諸費				面積

都道府県交付金並びに市町村納付
金及び都道府県納付金について

ため、電気ガス税の税率の引下げ及びこれに伴う市町村たばこ消費税の税率の上昇、低所得者に対する困

昭和三十八年二月十五日
内閣總理大臣 池田 勇人

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

民健康保険税の減額等を行ない、狩猟制度の改正に伴い、狩猟者税を廢止して狩猟免許税及び人頭税を設

地方交付税法等の一部を改正する法律

第三十九条 (沿綫处处と強制等) 等
との手続の調整に関する法律(昭
和三十二年法律第九十四号) の一
部を次のよう改正する。

止めて給付免許税及び不猶豫税を講
け、並びに地方税の徵収制度の整備
を図るため、賦課権の期間制限、延
滞金及び加算金の制定、課税標準等

(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次

3	3 その他の諸費	人口
第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表に定めるとおりとする。	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利債 還金
同条第二項の次に次の二項を加える。	八 特定償償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため 発行を許可された地方債に係る元利債還金
同条第二項の次に次の二項を加える。	九 边地対策事業償償還	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可 された地方債に係る元利債還金
第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制及び教職員定数の標準」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準」に改め、「及び退職一時金」及び「又は退職一時金」を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、		

第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表に定めるとおりとする。
第十三条第五項の表道府県の項中、1 小学校費—教職員數—密度補正、施設補正及び寒冷補正
2 中学校費—教職員數—密度補正、施設補正及び寒冷補正
を、1 小学校費—教職員數—施設補正及び寒冷補正
2 中学校費—教職員數—施設補正及び寒冷補正
に改め。
第十九条第一項中「発見した場合」の下に「(当該錯誤に係る額を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」といふ。)以降五箇年度内に発見した場合に限る。)」を加え、同条第二項中「錯誤に係る額を普通交付税の算定の基礎に用いた年度(「交付年度」という。以下本項において同じ。)」を「交付年度」に改める。
附則の次に別表として次のようになる。

の地方種類		経費の種類	測定単位	単位	費用
二	一				
2 橋りょう費	1 警察費 土木費 道路費	警察職員数	道路の面積	一人につき	六八一、八〇〇〇〇円
木橋の延長	橋りょうの面積	道路の延長	一平方メートルにつき	二七〇〇	メートルにつき
木橋の延長	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一六九〇〇	メートルにつき
木橋の延長	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一メートルにつき	四二〇〇〇	メートルにつき
木橋の延長	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一一、一八八〇〇	メートルにつき

七年度と同様、三十八年度においても特別の単位費用を設けてこれを加算することとし、また、道府県分の小学校費の算定に用いる教職員数について、学級編制及び教職員定数の標準の変更に伴う所要の改定を加えるなどの改正を行なっております。

本案は、二月十五日本委員会に付託され二月十九日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なつたのであります。その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

三月十二日質疑を終了し、同十四日、討論に付しましたところ、田川委員は自由民主党を代表して反対の意見をそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案中、日程第十一につき、討論の通告がありまます。これを許します。太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま御報告になりました地方税法の一部を改正する法律案に反対の意見を申し述べたいと思ひます。(拍手)

戦後、民主主義の歴史十有八年を経て、その立場は忘れられたものありさまざまです。地域格差のはなはだしい地方財政に対してもそれはその主人公であるべき住民もすればその主人公であるべき住民なります。地元の立場は忘れられたものありさまざまです。行政よりも、國の財政、國の行政の立場を尊重する風潮さえ生じつつあることはまことに残念と申さなければなりません。

このたびの地方税法の一部改正法案に関する政府の提案理由におきましても、過去數年言われ続けて参りました住民の税負担の軽減と合理化を行なうとする方針は消え去り、かわって「明年度の税収入には大幅な伸びを期待する」という行政水準の向上のために財源を確保しておきたい旨の説明がなされております。

また、住民税中、市町村民税は、課税に二つの方式があるために、財政弱なる地方団体は、住民にとってははなはだしく不利なるにかかわらず、税率にとどめ、国家的見地から緊要とされる行政水準の向上のために財源を確保しておきたい。旨の説明がなされています。

二月税調査会が行なった昭和三十八年度の税制改正に関する臨時答申の線にもほど遠く、同答申に言わされているのとおり、このことは、昨年十一月の税法改正案では、地方税の評価がその問題であります。政府は、來たる昭和三十九年度の固定資産税は、すべて時価評価主義に統一するに至つたえ得られないものであることを指摘しなければなりません。(拍手)

さらに注目を要するのは、固定資産税の評価がその問題であります。政府は、來たる昭和三十九年度の固定資産税は、すべて時価評価主義に統一するに至つたえ得られないものであることを指摘しなければなりません。(拍手)

政府は、租税力少なき者にも課税をする理由に、地方税は負担分担であるべきだと強調されるのであります。住民税といい、農地に対する固定資産税といい、小規模個人事業税といい、地方住民の生活を著しく脅かすに至つてゐることは、許さるべきではないと考えます。しかも、その地域の経済力が弱く、住民の貧しい貧弱な地方団体ほど重税を課し、それがさらに地域内経済力を弱化し、そのためにはますます増税に陥るといふおそるべき悪循環を繰り返していることを、見のがすべきではありません。地方税とともに、公平の原則は貫いてもらわなければ困ります。

さらには、政府には、地方税を減税することはすなわち地方財政が弱体化することだといふが、とき錯覚的意見があるようあります。そのため、減税を要望する声に対して、住民の利益よりも地方団体の財源のさしつか

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

理
由

水産動植物に有毒な農薬の使用に伴う被害を防止するためその使用を規制する等の措置を講ずるとともに、新たに農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤等を農業取締法の対象とする等の必要があ

る。これがこの法律案を提出する理由である。

狩獵法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決
した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

參議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬 一郎 殿

狩獵法の一部を改正する法律
狩獵法(大正七年法律第三十二号)
一部を次のように改正する。

鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律

第一条第四項中「鳥獸審議會」を
「中央鳥獸審議會」に改め、同条第五
項中「利害關係人及學識經驗者ノ意

見テ既キ目」を「科害關係人ノ意見ヲ聞キ、且都道府県鳥獸審議会ニ
諮詢シタル上」に改め、同条を第

第一条 本法ハ鳥獸保護事業ヲ実施シ及狩獵ヲ適正化スルコトニ依リ

昭和三十八年三月十五日

衆議院会議録第十五号

鳥獸ノ保護蓄養、有害鳥類ノ駆除及危險ノ予防ヲ図リ以テ生活環境ノ改善及農林水産業ノ振興ニ資スルコトヲ目的トス

第一条ノ二 都道府県知事ハ鳥獸ノ保護蓄養ヲ目的トスル事業（之ニ係る狩獵ニ関スル取締ヲ含ム以下鳥獸保護事業ト称ス）ヲ実施スル為農林大臣ガ中央鳥獸審議会ノ意見ヲ聞キ定ムル基準ニ従ヒ鳥獸保護事業計画ヲ樹ツルモノトス

鳥獸保護事業計画ニ於テハ左ニ掲タル事項ヲ定ムルモノトス

一 計画ノ期間

二 鳥獸保護区ノ設定及特別保護地区ノ指定並ニ休耕区ノ設定並ニ此等ノ整備ニ関スル事項

三 鳥獸ノ人工増殖及放鳥獸ニ関スル事項

四 有害鳥獸ノ駆除ニ関スル事項

五 鳥獸ノ棲息状況ノ調査ニ関スル事項

六 鳥獸保護事業ニ関スル啓蒙ニ關スル事項

七 鳥獸保護事業ノ実施ノ体制ノ整備其ノ他鳥獸保護事業ノ実施ノ為必要ナル事項

都道府県知事鳥獸保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ都道府県鳥獸審議会ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

都道府県知事鳥獸保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更シタルトキハ都道府県ノ公表スルト共ニ農林大臣ノ報告ベシ

第一条ノ三 本部ハ都道府県ニ對シ鳥獸保護事業計画ノ樹立ニ關シ必要アリト認ムルトキハ勧告ヲ行フト共ニ鳥獸保護事業ヲ実施スル為必要ナル指導及援助ヲ行フ様努ムルモトス

都道府県知事ハ鳥獸保護事業計画ノ達成ヲ圖ル為所要ノ措置ヲ講ズ

第四条第三項中「狩獵免許」ヲ「狩獵免許許可」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

都道府県知事ハ狩獵免許ヲ受クル者ニ対シ狩獵免狀ト共ニ狩獵免許證ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ交付ス。

狩獵免許ハ狩獵免狀ヲ交付シタル都道府県知事ノ管轄スル区域内ニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ。

第五条第二項中「経過スルニ非ザレバ」の下に「当該取消ニ係ル狩獵免許ニ付テハ取消ヲ為シタル都道府県知事」を第六条第一項中「其ノ免許」を「其ノ狩獵免許」に改める。

第七条中「次条第一項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケザル者ニシテ同項各号」を「次条第二項ノ証明書ヲ有セシム者ニシテ同條第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

都道府県知事狩獵免許ヲ為スニ当リテハ当該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獸ノ棲息状況其ノ他ノ事情ザル者ニシテ同條第一項各号

認ムルトキハ狩獵免許ヲ申請シタル者ノ狩獵ヲ為スニ必要ナル適性ノ有無ヲ審査シテ之ヲ為スモノトス。

第七条ノ二第一項中「知識ノ普及及向上」を「知識ヲ修得セシムルト」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「鳥獸審議会」を「中央鳥獸審議会」に改める。

第七条ノ二第一項の次に次の二項を加える。

都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ修了シタル者ニ對シ証明書ヲ交付ス。

第八条第一項中「其ノ免許」を「其ノ狩獵免許ノ全部又ハ一部」に改め、「キハ」に改める。

〔第八条ノ二第六項中「第三項」〕を改め、同条第四項及び第五項中「鳥獸保護区」を「特別保護地区」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。
農林大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獸保護区ノ保護蕃殖ヲ圖ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獸保護区ノ区域内ニ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得
第一条ノ四第四項及第五項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八条ノ二第二項を削る。
第九条を次のように改める。
第九条 都道府県知事ハ一定ノ地域ニ於ケル狩獵鳥獸ガ減少シタル場合は于テ其ノ増加ヲ圖ル為必要リト認ムルトキハ三年以内ノ期間内定メ休獵区ヲ設定スルコトヲ得
第十二条第二号を次のように改めること。

受託者ハ猶区内ニ於テ鳥獸ヲ禁ずる事
ントスル者ヨリ委託ニ係ル事務
要スル費用ニ充ツベキ額ヲ徵取
シ其ノ収入ト為スコトヲ得
第十九条ノ第一項中「禁獵区」を
「休獵区」に改める。
第二十条中「又ハ譲受クルコト」
を「譲受け、又ハ販売、加工若
ケ保管ノ為引渡シ、若ハ其ノ引渡ラ
クルコト」に改める。
第二十条ノ三中「卵ヲ」の下に「加
工、」を加える。
第二十条ノ五を次のように改め
る。

第三十二条ノ五 農林省ニ中央鳥獸審
議会ヲ、都道府県ニ都道府県鳥獸審
議会ヲ置ク

中央鳥獸審議会又ハ都道府県鳥獸審
議会ハ本法ニ依リ其ノ権限三項
セシメテレタル事項ヲ行フノ
農林大臣又ハ都道府県知事ノ諮問
ニ応ジ鳥獸ノ保護繁殖及狩獵ニ關
スル重要事項ヲ調查審議ス
中央鳥獸審議会及都道府県鳥獸審
議会ハ鳥獸ノ保護繁殖及狩獵ニ關
スル重要事項ニ付國係行政庁ニ申請
議スルコトヲ得

第二十条ノ五の次に次の五条を加
える。

第二十条ノ六 中央鳥獸審議会ハ委
員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組成
ス

委員ハ關係行政庁ノ職員及前条第
二項ニ規定スル事項ニ關シ学識経
験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣
ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ス
生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期は
前任者ノ残任期間トス但シ再任コ
妨ゲズ

委員ハ之ヲ非常勤トス

第二十条ノ七 郡道府県鳥獸審議会
ハ委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組成

委員ハ國係行政ノ職員及第二十
条ノ第五項ニ規定スル事項ニ關
シ學識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ都
道府県知事之ヲ任命ス
委員ノ任期ハ二年トシニ之欠員ヲ
生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ
前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ
妨ゲズ
委員ハ之ヲ非常勤トス
第二十条ノ八 中央鳥獸審議会及都
道府県鳥獸審議会三會長ヲ置キ
夫々委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス會長
ハ会務ヲ總理ス
第二十条ノ九 前四条ニ規定スルモ
ノノ外中央鳥獸審議会及都道府県
鳥獸審議会ノ組織及運営ニ關シ必
要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定
ム
第二十条ノ十 鳥獸保護事業ノ実施
ニ關スル事務ヲ補助セシムル為都
道府県ニ鳥獸保護員ヲ置クコトヲ
得
鳥獸保護員ハ之ヲ非常勤トス
第二十二条第一号中「第一条第一
項」を「第一条ノ四第一項」に、「第四
条第五項」を「第四条第七項」に改
め、同条第一号中「第一条第三項」を
「第一条ノ四第三項」に改める。
第二十二条ノ二中「第八条ノ二第一
項若ハ第四項」を「第八条ノ二第一
項若ハ第五項」に改める。
第二十三条第四号中「禁猲区」を
「特別保護地区、休猲区」に、「第八
条ノ二第三項」を「第八条ノ二第二
項」に改める。
（施行期日）
附 則

てゐる鳥獸保護事業計画の始期は、昭和三十九年四月一日とし、その鳥獸保護事業計画は、昭和三十八年十二月三十一日までにたてなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に狩猟鳥獸として定められているものは、改正後の第一条ノ四第二項及び第四項の規定により定められたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に農林大臣又は都道府県知事がした改正前の第一条第三項の規定による捕獲の禁止又は制限であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、改正後の第一条ノ四第三項から第五項までの規定により農林大臣又は都道府県知事がした禁止又は制限とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に設定されている鳥獸保護区は、改正後の第八条ノ二第一項の規定により設定された鳥獸保護区とみなす。当該鳥獸保護区の区域は、改正後の第八条ノ二第三項並びに同条第四項において準用する改正後の第一条ノ四第四項及び第五項の規定により指定された特別保護地区とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に設けられている禁獵区は、改正後の第八条ノ二第一項の規定により設定された鳥獸保護区とみなす。

2 前項の鳥獸保護区については、改正後の第八条ノ二第二項の規定は、同項の規定の適用につき、次項の規定による異議の申出がなかつたときは第四項の期間の末日までで、次項の規定による異議の申出があつたときは第五項前段の決定があるまでは、適用しない。

3 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行後三十日以内に、改正後の第八条ノ二第二項の規定

の適用につき異議のある利害關係人は農林大臣又は都道府県知事に異議を申し出ることができる旨の公告をしなければならない。

4 前項の規定により異議を申し出ることができる期間は、同項の公告があつた日の翌日から起算して六十日とする。

5 農林大臣又は都道府県知事は、第三項の規定による異議の申出があつたときは、その申出があつた日から六十日以内にこれについて決定をしなければならない。この場合において、異議を正当と認められた旨の決定をするときは、同時に当該鳥獸保護区の設定を取り消さなければならない。

6 改正後の第一条ノ四第四項及び第五項の規定は、前項前段の決定をする場合に準用する。

第七条 この法律の施行の際現に設定されている獵区は、改正後の第十四条第一項の規定により設定された獵区とみなし、当該獵区に係る入獵規程は、次項の規定による当該獵区に係る獵区管理規程の認可又は第三項の規定による当該獵区の設定の認可の取消しがあるまでは、改正後の第十四条第一項の獵区管理規程とみなす。

2 前項の獵区の設定者は、改正後の第十四条第二項の規定に基づく政令で定めるところにより獵区管理規程を定め、昭和三十八年十二月三十一日までに農林大臣に認可の申請をしなければならない。

3 農林大臣は、第一項の獵区の設定期者が前項の日までに同項の申請をしなかつたとき、又は同項の申

<p>第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について</p> <p>第六十五条第一項の表中</p>	<p>鳥獸保護及狩獵三開法（大正七年法律第二百四十九号）の規定によりなされた事項に屬させられた事項をうこと。</p> <p>「中央鳥獸審議会」を「中央鳥獸審議會」に、「鳥獸保護及狩獵三開法（大正七年法律第二百四十九号）」を「鳥獸保護及狩獵三開スル法律」に改める。</p> <p>（火薬類取締法の一部改正）</p> <p>第十一条 火薬類取締法（昭和二十五条法律第四十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条第一項第三号中「狩獵法」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に改める。</p> <p>第二十二条中「狩獵法」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に、「狩獵免狀」を「狩獵免許」に改める。</p> <p>（地方交付税法の一部改正）</p> <p>第十三条 地方交付税法（昭和二十五条法律第二百一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条第三項の表道府県の項目中「狩獵法」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に、「下付」を「交付」に改める。（銃砲刀劍類等所持取締法の一部改正）</p> <p>第十五条 銃砲刀劍類等所持取締法（昭和二十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。</p>
--	---

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 事業団でない者は、金属鉱物探鉱融資事業団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

(役員)

第二章 役員及び職員
(役員の権限)
第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて通商産業大臣に意見を提出することができない。

(役員の任命及び任期)

第十一条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受け、理事長が任命する。

(役員の任期)
第三条 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議員又は地方公の職務の執行に支障がないものと認められて承認したときは、この限りでない。

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十三条 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

るに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 通商産業大臣は、理事長を任命する。

4 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

場合は、監事が事業団を代表する。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 通商産業大臣は、理事長を任命する。

4 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

あつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 通商産業大臣は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとすることは、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

4 第二十二条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

5 第二十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」とい

るに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、理事長を任命する。

3 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

4 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

5 通商産業大臣は、理事長を任命する。

6 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

7 通商産業大臣は、理事長を任命する。

8 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

9 通商産業大臣は、理事長を任命する。

10 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

11 通商産業大臣は、理事長を任命する。

12 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

13 通商産業大臣は、理事長を任命する。

14 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

15 通商産業大臣は、理事長を任命する。

16 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

17 通商産業大臣は、理事長を任命する。

18 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

19 通商産業大臣は、理事長を任命する。

20 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

21 通商産業大臣は、理事長を任命する。

22 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

23 通商産業大臣は、理事長を任命する。

24 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

25 通商産業大臣は、理事長を任命する。

26 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

27 通商産業大臣は、理事長を任命する。

28 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

29 通商産業大臣は、理事長を任命する。

30 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

31 通商産業大臣は、理事長を任命する。

32 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

33 通商産業大臣は、理事長を任命する。

34 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

35 通商産業大臣は、理事長を任命する。

36 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

37 通商産業大臣は、理事長を任命する。

38 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

39 通商産業大臣は、理事長を任命する。

40 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

41 通商産業大臣は、理事長を任命する。

42 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

43 通商産業大臣は、理事長を任命する。

44 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

45 通商産業大臣は、理事長を任命する。

46 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

47 通商産業大臣は、理事長を任命する。

48 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

49 通商産業大臣は、理事長を任命する。

50 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

51 通商産業大臣は、理事長を任命する。

52 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

53 通商産業大臣は、理事長を任命する。

54 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

55 通商産業大臣は、理事長を任命する。

56 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

57 通商産業大臣は、理事長を任命する。

58 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

59 通商産業大臣は、理事長を任命する。

60 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

61 通商産業大臣は、理事長を任命する。

62 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

63 通商産業大臣は、理事長を任命する。

64 通商産業大臣は、理事長を解任しなければならない。

65 通商産業大臣は、理事長を任命する。

う。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに事業報告書及び予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうち、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、これを繰り越損金として整理しなければならない。

3 第一項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び金属鉱物探鉱債券)

第二十五条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は金属鉱物探鉱債券(以下「債券」といふ。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債権の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する事項は、政令で定める。

(余裕金の運用)

第二十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用するときは、これに事業報告書と定する有価証券の保有してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第二十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第一項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。

二 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条又は第二十五

第三十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(報告及び検査)

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させることができては、当該委託業務の範囲内に限る。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に處する。

三 第二十六条第一項の規定による報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に處する。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十五条 事業団は、この法律による報告をせず、若しくは虚偽の報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させることができては、当該委託業務の範囲内に限る。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十九条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十四条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十九条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十四条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十九条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十四条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第六十九条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十四条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第七十九条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十四条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第八十九条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十四条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則

第九十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

第七章 罰則</

農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇三号）（参議院送付） 農林水産委員会 付託 港湾整備促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇五号）（参議院送付） 運輸委員会 付託 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一號）（参議院送付） 運輸委員会 付託 計量法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四二号）（予） 運輸委員会 付託 一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。
議案は次の通りである。
水産物の価格の安定等に関する法律案（安井吉典君外十一名提出、衆法第二五号）
水産業改良助長法案（湯山勇君外十一名提出、衆法第二六号）
以上二件 農林水産委員会 付託
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
議案は次の通りである。
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（安宅常彦君外九名提出、衆法第二八号）
港湾労働者の雇用安定に関する法律案（島本虎三君外十二名提出、衆法第二八号）

(八木一男君外八名提出、衆法第二
九号)

以上二件 社会労働委員会 付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(參議院送付) 運輸委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

外資に関する法律の一部を改正する法律案(永末英一君提出、參法第一九号)(予) 大蔵委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)(予)

法務委員会 付託

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)(予)

商工委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方公營企業法の一部を改正する法律案(内閣提出一四五号)

一、去る八日、參議院に送付した条約(条約送付)

地方行政委員会 付託

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるのは次の通りである。

件

（議案送付）

関税及び貿易に関する一般協定の認
許表の訂正及び修正に關する締約國
團の確認書の締結について承認を求
めるの件

一、去る八日、參議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。

中小企業信用保険公庫法の一部を改
正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正す
る法律案

国立学校設置法の一部を改正する法
律案

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法第十七条第三項の規定に基づ
き、漁港整備計画の変更について承
認を求めるの件

北海道東北開発公庫法の一部を改正
する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律
案

自治省設置法の一部を改正する法律
案

医療金融公庫法の一部を改正する法
律案

裁判所職員定員法の一部を改正する
法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基
づき、国会の承認を求めるの件

土地区画整理法の一部を改正する法
律案

共同溝の整備等に関する特別措置法

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
産炭地域振興事業團法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
水産物の価格の安定等に関する法律案(安井吉典君外十一名提出)
水産業改良助長法案(湯山勇君外十一名提出)
一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
港湾労働者の雇用安定に関する法律案(島本虎三君外十一名提出)
生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外八名提出)
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出)
(衆議院提出)
(衆議院議員連名提出)
航空業務に関する日本国とアラブ連合共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国政府とク

(議案通知)
、去る八日、參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知し
た。
船舶安全法の一部を改正する法律案
(条約通知書受領)
一、去る十三日、参議院において次の
件を認決した旨の通知書を受領し
た。
所得に対する租税に関する二重課税
の回避のための日本国とオーストリ
ア共和国との間の条約の締結につい
て承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国政府とグレート・ブリテン及び北
部アイルランド連合王国政府との間
の条約の締結について承認を求める
の件
所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とニュージーランドとの間の条
約の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)
、去る十一日、参議院において次の
内閣提出案を可決した旨の通知書を
受領した。
国家公務員等の旅費に関する法律の
一部を改正する法律案
昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の額の特例に関する法

状は逐次好転しているものの地方行政水準はなお低く、しかも明年度の税収入に大幅な伸びを期待することが困難な現状において、本改正案が、必要な財源措置を講ずることとして電気ガス税及び国民健康保険税の負担の軽減を図り、あるいは税負担の均衡化、合理化を図るなど懸案事項の解決に一步を進めるとともに、徴収制度について国税に準じた改善合理化を図ることは妥当と認めた。よつて本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第で右報告する。

昭和三十八年三月十四日

地方行政
委員長 永田 充一

衆議院議長清瀬一郎殿

一 議案の要旨及び目的
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の可決理由
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

三 議案の可決理由
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

四 議案の可決理由
水産動植物に対する有毒農薬の使用に伴つて発生する被害を防止する等の措置を講ずるとともに農業の範囲を拡大しようとする本案の趣旨は、最近における農業使用による水産動植物についての被害の実情及び新農薬の進歩発達とその急速な普及等の趨勢にかんがみ、適切妥当な措置と認め、本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算に農業の安全使用対策に必要な経費

給与改定及び退職年金制度の平

基準の引上げ等による社会保障

関係経費の増加(3)地方公務員の

給与改定及び退職年金制度の平

度化等による所要経費の増加

昭和三十八年三月十五日 衆議院会議録第十五号 論案に関する報告書

等が見込まれるので、これに對処するため、これらの経費を含む費用について単位費用を引き上げる。そのほか、学校経費並びに清掃事業関係経費に係る単位費用の引上げを行なう。なお、省令事項ではあるが、投資的経費の配分については、各地方団体の財政需要の実態に適合するよう補正方法を改め、特に後進市町村の財源を増額することを予定している。

二 道府県分の「小学校費」及び「中学校費」の算定に用いる教職員数は、昭和三十八年度から小学校及び中学校の学級編制について、暫定標準がなくなるので、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した教職員数を基準とすることに改め、また、地方公務員の退職年金制度の実施により算定した教職員数を基準として、所要の改正をくわえてい

農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

衆議院議長清瀬一郎殿

狩獵法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

衆議院議長清瀬一郎殿

農林大臣及び都道府県知事は農業及び漁業に関する団体並びに学識経験者の意見を徵して使用時期及び区域を限り規則をもつて使用規制の措置を講ずることができるものとするところ。

二 議案の要旨及び目的
農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

衆議院議長清瀬一郎殿

農業の使用に伴つて発生する被害を防止するため、その使用を規制する等の措置を講ずるとともに、生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤等を新たに農業取締法に基づく取締まりの対象に加えようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

1 農作物の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤等の薬剤及び防除剤を原料又は材料として使用する防虫袋等の資材を新たに本法の取締の対象に加えるものとすること。

2 水産動植物に対する有毒農薬は登録申請書にその旨を記載し、かつこれを表示させるものとし、その毒性が強く、かつ持続性が長いため、その一般的な使用に伴い水産動植物に著しい被害が発生するおそれのある農薬は登録申請を却下しうるものとすること。

3 一定の自然条件の下で農薬を広範にわたる水田にまとめて使

め、賛成多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十八年三月十四日
委員長 永田 充一

農林水産
長谷川四郎
委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

害防止のため有効適切と認めらるべきである。

二 議案の要旨及び目的
狩獵法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

衆議院議長清瀬一郎殿

最近における国民生活水準の向上に伴う狩獵の普及および狩獵技術の発達並びに国土の開拓および高度利用等による野生鳥獣のせいの傾向は、自然の保護、生活環境の美化、改善の見地からして放置することのできない問題であるばかりでなく、農林水産業の振興にも悪影響を及ぼすそれが大きいものがあり、この際、都道府県知事の責任において、計画的に野生鳥獣の積極的な保護はん養を図るため強力な施策を講ずるとともに、一方、適正な狩獵の保続を図るために、狩獵に係る制度の改善を推進しようとして本案が提出されたものであり、その内容の主な点は次のとおりである。

1 狩獵法の名称を「鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律」に改めるこ

と。

2 都道府県知事は、鳥獣の保護

はん養を目的とする事業を実施

として、四百三十五万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月十四日
農林水産
長谷川四郎
委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

農業の安全使用対策に必要な経費

はん養を目的とする事業を実施

をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算に農業の安全使用対策に必要な経費

はん養を目的とする事業を実施

をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第である。

四 四五

